



2024年3月6日

各 位

会社名 株式会社ブイキューブ
 代表者名 代表取締役会長 間下 直晃
 (コード番号: 3681 東証プライム)
 問合せ先 取締役 CFO 経営企画本部長 山本 一輝
 (TEL. 03-6625-5011)

第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2024年3月6日開催の取締役会において、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (香港SFC登録番号: BMW115) (以下、「LCAM」といいます。)が一任契約の下に運用を行っている英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社 (Exempted Company in Cayman with Limited Liability) である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (以下、「LCAO」といいます。)及びLCAMが一任契約の下に運用を行っている英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) である MAP246 Segregated Portfolio (以下、「MAP246」といいます。)を個別に又は総称して、以下、「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による当社普通株式 (以下、「本株式」といいます。)及び第19回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といいます。)の発行 (以下、「本第三者割当」といいます。)について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 本株式発行の概要

① 払 込 期 日	2024年3月22日
② 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,200,000 株
③ 発 行 価 額	1株につき金 280.8 円
④ 調 達 資 金 の 額	336,960,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 960,000 株 MAP246 240,000 株
⑥ そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権発行の概要

① 割 当 日	2024年3月22日
② 新株予約権の総数	48,000 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
③ 発 行 価 額	総額 10,512,000 円 (新株予約権 1 個につき 219 円)

④ 当該発行による潜在株式数	4,800,000株（本新株予約権1個につき100株）
⑤ 調達資金の額	総額 1,657,872,000円（差引手取概算額 1,610,024,320円）（注） （内訳） 本新株予約権発行による調達額：10,512,000円 本新株予約権行使による調達額：1,647,360,000円
⑥ 行使価額	1株当たり 343.2円
⑦ 募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 LCAO 38,400個 MAP246 9,600個
⑧ その他	当社は、本新株予約権の割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権引受契約において、以下の内容等について合意する予定です。 ① 当社は、いつでも、本新株予約権の全部又は一部の行使を停止（以下、「行使停止」といいます。）することができ、また、当社は、行使停止の効力発生日以降、いつでも、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。 ② 当社は、一定の場合に、割当予定先に通知又は公告することにより、本新株予約権を取得することができます。 ③ 割当予定先は、当社の承認なく本新株予約権を譲渡できません。

（注）本新株予約権行使による調達額は、当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、リモートを活用したコミュニケーション DX 実現のためのビジュアルコミュニケーションツールやサービスの提供、及び、テレワーク定着実現をサポートする製品及び関連サービスの提供を行っており、主にエンタープライズ DX 事業、イベント DX 事業及びサードプレイス DX 事業の3つの事業を展開しております。

エンタープライズ DX 事業は、主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおける DX を支援する事業であり、汎用 Web 会議システム、災害対策ソリューション、ウェアラブルデバイス、顧客企業における映像組み込み型サービスの開発支援を行うソフトウェアの提供・運用支援を行っております。イベント DX 事業は、様々な分野におけるオンラインイベントを支援する事業であり、セミナー配信ソフトウェアを提供するほか、オンラインイベントの設計や当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援を行っております。サードプレイス DX 事業は、自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行う事業であり、主に企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間におけるワークブースの管理運営システムの開発を行っております。

当社グループは、「Even な社会の実現 ～すべての人が平等に機会を得られる社会の実現～」というミッションを達成すべく、変化しつづける社会に対して新たな価値を発見し、ビジネスを創出することで社会課題の解決に取り組んで参りました。2020年に始まった新型コロナウイルスの世界的な流行により社会構造が大きく変化し

たとともにリモートワークは急速に普及し、人々の働き方に関する新たな課題が生まれたことを背景に、これまでの開発投資に加え、人員・設備のキャパシティ増強の投資を積極的に進めたとともに、2021年6月には世界最大市場である米国でイベント DX 事業を拡大していくため、同社と類似するオンラインイベント事業を展開する Xyvid Inc. (以下、「Xyvid 社」といいます。)との経営統合を実施いたしました。

しかしながら、日本国内で行動制限の緩和と経済活動の正常化が進む中、リモート文化は着実に定着しつつあるものの、コロナ禍における急激な社会的需要の増加に応えるために拡大した、人件費を中心とする固定費が収益性を低下させる要因となったため、2023年において希望退職者募集等を中心とした経営合理化策を実施いたしました。また、米国では2022年下期より急激な揺り戻しが生じ、オンラインイベントからリアルイベントへの回帰が進んだ結果、計画に対して業績が継続的に未達となりました。

以上の状況により、2024年2月14日に公表した「特別損失(減損損失)の計上及び繰延税金資産の取り崩し、業績予想と実績との差異、財務制限条項への抵触の見込み、並びに役員報酬の減額に関するお知らせ」の通り、当社グループは、当連結会計年度において連結子会社 Xyvid 社ののれんの減損等により、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、連結純資産が減少した結果、金融機関と締結した借入契約における財務制限条項に抵触する見込みとなりました。

この点、当社は借入先の金融機関との連携を更に強めており、本件の財務制限条項への抵触に関しても期限の利益の喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。しかしながら、当社の2023年度末の連結貸借対照表上の借入金残高 8,483 百万円及び自己資本比率 5.0%という水準を踏まえて、金融機関と協議の上で財務体質の改善に向けた施策を実行して行く必要性を強く認識しておりました。他方で、アフターコロナの世界で新しい価値提供を行っていくための継続的な研究開発投資の必要性に加え、需要が増加しているハイブリッドイベントに対応するための投資の必要性も認識しております。

2023年に実施した経営合理化施策に引き続き、原価改善を含めた徹底したコスト削減や、自社開発プロダクトの選択と集中の施策を進め、収益性をより一層改善した経営基盤の再構築を行って参りますが、今後当社グループが成長していくための財務基盤の強化として、今般の資金調達を行い、企業価値の回復と向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本第三者割当は、割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を発行し、本株式発行による即時の資金調達に加え、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が追加資金を調達する仕組みとなっております。当社は、既存株主の利益に配慮しながら、財務内容の健全化及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、本第三者割当は、有利子負債の返済及び開発投資のための資金需要に対して、本株式発行により一定の金額を発行時点で調達することができ、さらに、本新株予約権発行により、株価への悪影響を抑制しつつ継続的に必要資金の調達を実現していくことが期待できることから、当社のニーズに合致しており、最も適した調達方法であるという結論に至りました。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の状況を踏まえ、様々な資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所:東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂 Biz タワー38階 日本における代表者:村田光央)(以下、「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。)より LCAM の紹介を受け、その後、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、LCAM より本株式及び本新株予約権の第三者割当による資金調達(以下、「本スキーム」といいます。)に関する提案を受けました。

LCAMにより提案のあった本スキームについて、下記「(3) 本第三者割当の特徴」に記載されている諸点を総合的に勘案した結果、本スキームは、本株式の発行により一定の金額を即時に調達でき、かつ速やかに資本に充当されることに加え、行使価額が時価を上回る価格で固定された本新株予約権の発行により、株式価値の希薄化を抑制しつつ、継続的に資金調達を実現することができることから、必要以上の希薄化を避け、将来の株価動向を一定程度考慮した資金調達を実現していきたいという当社のニーズに合致していると考え、当社の今後の株主価値向上にとって適切であると判断いたしました。

(3) 本第三者割当の特徴

- ① 本株式の第三者割当により、払込期日において一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本株式の発行により、払込期日において資本に充当されることから、財務健全性指標が上昇します。
- ③ 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は4,800,000株と固定されております。
- ④ 本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値である312円の110%に相当する金額である343.2円です。
- ⑤ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日である2024年3月25日から2027年3月22日までの期間です。
- ⑥ 本新株予約権は、当社が行使許可条項を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが可能です。
- ⑦ 本新株予約権が行使された際には、資本に充当されることから財務健全性指標が上昇します。

<本新株予約権のメリット>

- ① 時価を上回る固定行使価額による調達
 - ・ 本新株予約権の行使価額は、発行当初から時価を上回る価格に固定されており、行使価額修正条項付きの所謂MSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。
 - ・ 本新株予約権について、固定行使価額が設定され、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権による資金調達は、既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えられます。
- ② 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）
 - ・ 株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要することから、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行までの待機期間を要し、かつ、その期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、行使価額を固定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該固定行使価額における資金調達をスタンバイさせることができると考えられます。
- ③ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - ・ 新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から4,800,000株と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が固定されておりますので、市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が各新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
 - ・ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はより好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社は、一定条件に基づき、本新株予約権の割当予定先に対して通知又は公告

することにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権を取得することができます。

⑤ 当社の資金需要に応じた資金調達が可能なこと

- ・ 当社は、当社の判断により割当予定先に対して本新株予約権を行使しないよう要請（以下「行使停止要請」といいます。）することができ、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間中、行使停止要請を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、臨機応変に資金調達を図ることができます。

⑥ 本新株予約権の譲渡をコントロール可能

- ・ 本新株予約権の譲渡については、当社の書面による承諾を要する旨の制限が付されております。

＜本新株予約権の主な留意事項＞

- ① 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達が実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。
- ② 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。
- ③ 本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場売却等の方法により、適宜売却する可能性があることから、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、本新株予約権の割当予定先は、当該売却後においても本新株予約権の次なる行使により新たに取得する当社株式を円滑に市場で売却する予定があるため、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使より取得する当社株式について、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却を行うことから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込まれております。

（他の資金調達方法との比較）

① 公募増資

公募増資による株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、市場環境や当社の状況によって必要額の調達の実現可能性は不透明です。また、公募増資は即時の希薄化が発生する一方、足元において必要としている金額以上に調達した資金は将来の資金需要を踏まえて当該資金が必要となる時期に至るまで当社内で滞留し、資金効率が低下してしまう可能性が高いことから、株主価値の最大化の観点から今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる所現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメ

リットを考慮した結果、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

新株予約権の無償割当による資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、今回の資金調達手法として適当でないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入・社債により資金調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本の充実により財務内容を健全化するという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,994,832,000	47,847,680	1,946,984,320

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額 336,960,000 円、本新株予約権の発行価額の総額 10,512,000 円及び行使に際して払い込むべき金額 1,647,360,000 円の合計額 1,657,872,000 円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額は、証券会社へのアレンジメント費用、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用、企業調査費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により調達する差引手取概算額 1,946,984,320 円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて管理いたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 研究開発投資資金	590	2024年3月～2024年12月
② 財務内容の健全化に向けた有利子負債の削減	1,276	2024年3月～2024年12月
③ ハイブリッドスタジオへの設備投資資金	80	2024年3月
合計	1,946	

(注) 本資金調達を充当する優先順位としましては、③、①、②の順に充当する予定です。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 研究開発投資資金

当社は、これまで汎用的なウェブ会議やオンラインイベントのプロダクトを中心に継続的に開発投資を実施してきましたが、近時はこれらに加えて、新型コロナウイルスの影響を受けて、更に広がった業界や用途に特化した開発を進めて参りました。今後は、イベントデジタルマーケティングサービスを提供する上で主力プロダクトとなる VCP (V-CUBE Communication Platform) の機能拡張の他、アフターコロナの世界で新しい価値提供を行っていくための生成 AI やデータ活用などによるイベントの DX の推進や先端テクノロジーを駆使した新しい付加価値の高いプラットフォームのための研究開発投資資金に充当する予定です。また、VCP はローコード開発プラットフォームでもあり、短い開発期間で新たなサービスを構築できる設計となっております。新型コロナウイルスのような予期せぬ状況に対し、迅速な対応能力を備えた製品やサービスを開発することで、事業のリスク管理と持続可能性を強化いたします。

② 財務内容の健全化に向けた有利子負債の削減

当社の 2023 年度末の連結貸借対照表上の借入金残高は 8,483 百万円、自己資本比率 5.0% となっております。特に Xyvid 社の買収資金 3,649 百万円については 2023 年 11 月にシンジケートローンによる借換を行いました。Xyvid 社の買収によって発生したのれんの減損及び繰延税金資産の取崩による連結純資産の毀損と自己資本比率の低下を招いたことから、財務体質強化及び安定化の必要性が生じております。金利負担の削減及び負債と資本のバランスを保つことで、財務構造の健全化のための有利子負債の削減に充当する予定です。

③ ハイブリッドスタジオへの設備投資資金

当社は、主要事業であるオンラインイベントの提供のための自社スタジオとして、東京のプラチナスタジオ及び大阪のロイヤルスタジオを保有しておりますが、アフターコロナ以降、対面参加とオンライン参加の両方を可能とするハイブリッドイベントの需要が増加しております。当社は 2023 年 3 月に、ハイブリッドイベントに特化したタメニーアートワークス株式会社の法人向けイベント企画運営事業である「イベモン」事業を買収しましたが、同事業と連携するオンラインイベント事業の更なる成長を目的として、コロナ禍を経た働き方の変化により活用が減少している本社の既存の会議室の一部をハイブリッドイベント専用スタジオに改装する投資資金に充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利の行使の時期は、本新株予約権に係る新株予約権者の判断に依存していることから、本株式第三者割当にて調達できる資金を除き本新株予約権にて調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を手元資金から充当し、又は追加の資金調達を検討する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることができることから、本第三者割当は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

① 本株式

本株式発行に係る払込金額につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本株式発行により発行される株式数等を勘案し、割当予定先と協議のうえ、本株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2024年3月5日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「東証終値」といいます。）と同額の312円の90%に相当する金額である280.8円（少数第2位未満切り上げ）いたしました。

当社といたしましては、本株式発行により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の財務状況及び前事業年度（2023年12月期）における業績動向等を踏まえ、本株式発行が、健全な財務基盤を維持しながら今後のさらなる成長を実現するための必要資金を機動的かつ株価に配慮した形で調達することを可能にする手段として、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えております。また、かかる払込金額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、以上のことから、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当該払込金額は、本株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日までの直近1か月間（2024年2月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である309円に対しては9.13%のディスカウント（少数第2位未満四捨五入。ディスカウント率又はプレミアム率の計算について以下同じです。）、直近3か月間（2023年12月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である308円に対しては8.83%のディスカウント、直近6か月間（2023年9月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である342円に対しては17.89%のディスカウントとなります。

また、当社監査等委員会から、本株式に係る払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2024年3月5日）の市場環境や当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（権利行使価格（343.2円/株）、権利行使期間（3年間）、当社普通株式の株価（312円/株）、当社普通株式の株価変動性（49.31%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（0.187%））を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

なお、本新株予約権の行使価額343.2円は本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値である312円に対して10.00%のプレミアム、直近1か月間（2024年2月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である309円に対しては11.07%のプレミアム、直近3か月間（2023年12月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である308円に対しては11.43%のプレミアム、直近6か月間（2023年9月6日から2024年3月5日まで）の東証終値の単純平均値である342円に対しては0.35%のプレミアムとなります。

その上で、当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり219円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を219円としております。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格である

と考えられ、当該評価額を大きく下回らない水準で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式発行における新規発行株式数 1,200,000 株（議決権数 12,000 個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 4,800,000 株（議決権数 48,000 個）を合算した株式数は 6,000,000 株（議決権数 60,000 個）であり、本第三者割当に係る希薄化率は、2023 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 24,737,400 株（議決権数 242,357 個）を分母とした場合、24.25%（議決権ベースの希薄化率は 24.76%）に相当します。そのため、本第三者割当によって、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本第三者割当はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量等及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LCAO】（注1）

①	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
②	所 在 地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2013年3月11日
⑥	出 資 の 総 額	約 218 百万米ドル（2023 年 6 月 30 日時点）
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨	名 称	該当ありません。
	所 在 地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事 業 内 容	該当ありません。
	資 本 金	該当ありません。
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と該当ファンドとの間の関係 該当ありません。

	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

【MAP246】（注1）

①	名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC
②	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2019年8月11日
⑥	出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注2）
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注2）
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨	名 称	該当ありません。
	所 在 地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事 業 内 容	該当ありません。
	資 本 金	該当ありません。
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

（注1）当社は、①LCAO、MAP246及びLCAM、②LCAO及びMAP246の出資者及びディレクター、並びに③LCAMの出資者及びディレクター（以下、「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当

予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注2) 割当予定先である MAP246 に関する出資の総額及び出資者・出資比率・出資者の概要については、当社が、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、各資金調達方法について、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。そのような中で、世界的な投資家網を有し日本において資金調達のアレンジ力に定評がある先としてキャンターフィッツジェラルド証券から当社の資本政策に関する提案をいただきました。同社を通じ、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家のうち、当社の経営環境・今後の事業方針等を十分に理解することができる分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示出来る可能性が高い機関投資家として LCAM の紹介を受けたところ、LCAM から、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて LCAM が運用を行っている LCAO 及び MAP246 に対する第三者割当増資の提案を受けました。その後、LCAM に対して当社の経営環境・今後の事業方針及び資金需要を伝えたところ、LCAM より具体的な提案として当社の資金ニーズに沿う本スキームの提案を受けた次第です。

当社がキャンターフィッツジェラルド証券から受領した資料及び LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングにて確認したところ、LCAM は、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であることにより、短期的な業績動向だけではなく、中長期的な事業戦略の方向性や事業環境を評価した上で柔軟に投資及び投資形態を検討可能であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、本件の割当予定先として適切であると判断いたしました。そして、LCAM により提案を受けた本スキームは、当社の中長期の事業成長及び今後当社の株価の上昇局面を考慮の上、発行時点で当社の必要とする一定の資金を調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断しました。また、LCAM は、第三者割当による普通株式や新株予約権の発行を引き受けた経験を多数有していることから、本第三者割当と同種の取引に関して十分な知見及び経験を有していることを当社として確認ができていたこと、さらに割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、LCAM が一任契約に基づき運用を行っている LCAO 及び MAP246 は本件の割当予定先として適切であると判断いたしました。

以上の理由から本提案を採用し、LCAM が一任契約に基づき運用を行っている LCAO 及び MAP246 を割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である LCAO 及び MAP246 との間で、本株式発行により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本株式発行より割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management から口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の資産運用を一任されている LCAM との協議において、本株式発行により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する

当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭で確認しております。

なお、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本株式発行により割り当てられる当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2022 年 12 月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2024 年 2 月 21 日、2024 年 2 月 22 日及び 2024 年 2 月 23 日現在における残高証明書を確認しております。当社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高を確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち MAP246 について、2022 年 12 月期の Grant Thornton による監査済み財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2024 年 2 月 21 日、2024 年 2 月 22 日及び 2024 年 2 月 23 日現在における残高証明書を確認しております。当社は、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高を確認いたしました。

したがって、本第三者割当に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

8. 大株主及び持株比率

募集前 2023 年 12 月 31 日現在	
間下 直晃	12.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.75%
トミーコンサルティングインク	2.75%
株式会社ブイキューブ	1.89%
高田 雅也	1.28%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	1.26%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1.14%
岩本 良太	1.01%
山内 啓史	0.89%
JP モルガン証券株式会社	0.74%

(注1) 募集前の持株比率は、2023 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数（自己株式を含みます。）を基準に算出しております。

(注2) 割当予定先は、本株式の割り当て及び本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

9. 今後の見通し

本第三者割当が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
連結売上高	11,493百万円	12,229百万円	11,084百万円
連結営業利益又は 連結営業損失（△）	1,351百万円	675百万円	△156百万円
連結経常利益又は 連結経常損益（△）	1,232百万円	612百万円	△275百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損益（△）	1,324百万円	84百万円	△5,623百万円
1株当たり連結当期純利益又は1 株当たり連結当期純損益（△）	54.68円	3.49円	△231.68円
1株当たり配当金	8.00円	4.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	207.92円	243.12円	25.62円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	24,737,400株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,490,000株	6.02%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	3,125円	1,075円	720円
高値	3,585円	1,461円	772円
安値	1,000円	671円	288円
終値	1,058円	715円	320円

②最近6か月間の状況

	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
始値	395円	359円	331円	316円	303円	317円
高値	402円	394円	334円	322円	345円	321円
安値	331円	330円	288円	296円	262円	304円
終値	357円	331円	320円	308円	315円	312円

(注) 2024年3月の状況につきましては、2024年3月5日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2024年3月5日
始 値	316 円
高 値	316 円
安 値	304 円
終 値	312 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

別紙1 本株式発行の発行要項

株式会社ブイキューブ
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 1,200,000 株

2. 募集株式の払込金額

1株につき 280.8円とする。

3. 払込金額の総額

336,960,000円

4. 申込期日

2024年3月22日

5. 払込期日

2024年3月22日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 : 168,480,000円

資本準備金 : 168,480,000円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	960,000株
MAP246 Segregated Portfolio	240,000株

8. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 銀座通支店

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

以 上

株式会社ブイキューブ

第 19 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ブイキューブ第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 10,512,000 円
3. 申 込 期 日
2024 年 3 月 22 日
4. 割当日及び払込期日
2024 年 3 月 22 日
5. 募 集 の 方 法
第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	38,400 個
MAP246 Segregated Portfolio	9,600 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,800,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における株式分割等の比率は、株式分割等後の発行済普通株式総数を株式分割等前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
48,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 219 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 10,512,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使価額は、343.2 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役又は従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、又は 2024 年 3 月 6 日の取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役又は従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
 ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年3月25日から2027年3月22日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
 ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 0.1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 219 円とした。

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

三菱UFJ銀行 銀座通支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役会長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上